

# 在留資格(ビザ)申請・ 国際結婚・ 帰化申請については 行政書士にご相談を!!

外国人が日本で生活するためには在留資格(ビザ)が必要です。  
就職や会社設立、国際結婚に伴う在留資格(ビザ)を取得するためには、定められた基準を満たし、そのことを証明する書類を準備しなければいけません。  
国際結婚をした後、夫婦そろって日本で暮らすためには婚姻手続きのみならず、在留資格(ビザ)取得の申請も伴います。帰化申請は定められた条件をクリアした上、多くの書類を準備して申請に臨まなければいけません。  
まずは行政書士にご相談ください。

例えば...

外国人を雇用したい

日本で働きたい

日本で会社を経営したい

● 在留資格認定証明書交付申請、  
在留資格変更申請

● 短期滞在査証申請

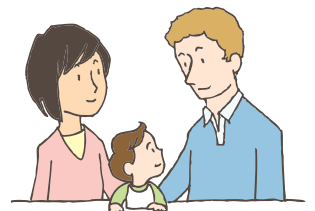
短期間、外国から  
呼び寄せたい人がいる

● 国際結婚手続き

外国人と結婚したい

● 帰化申請

日本国籍を取得したい



あなたの街の法律家 行政書士にお任せください!



福岡県行政書士会

<http://www.gyosei-fukuoka.or.jp/>

[www.facebook.com/gyosei.fukuoka](http://www.facebook.com/gyosei.fukuoka)

行政書士 神森事務所

鞍手郡鞍手町大字中山2341-1

☎0949-52-7033 fax0949-42-9500

mail shiraishi@task-gyosei.com

担当：神森・白石